

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）2月3日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成23年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、平成20年3月に告示された小学校学習指導要領が平成23年度から全面実施されることに伴い、「外国語活動」が教育課程に新たに加わるため、藤沢市立学校の管理運営に関する規則を一部改正する必要がある。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 岩 本 育 子

藤沢市教育委員会規則第2号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第2号）
の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「及び総合的な学習の時間」を「，総合的な学習の時間及び
外国語活動」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、すみやかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 各教科、道徳、特別活動、<u>総合的な学習の時間及び外国語活動</u>の学年別授業時数並びに指導計画</p> <p>(2) 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の授業時数並びに指導計画</p> <p><u>附 則 (平成 23 年教委規則第 2 号)</u></p> <p><u>この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、すみやかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 各教科、道徳、特別活動<u>及び総合的な学習の時間</u>の学年別授業時数並びに指導計画</p> <p>(2) 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の授業時数並びに指導計画</p>